

令和 6 年度

坂越漁港小型船舶係留施設年度事業報告書

赤 穂 市 長 様

令和 7 年 4 月 28 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

西宮市西宮浜 1 丁目 4 6-1 西宮ポートパーク内

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定非営利活動法人

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

理事長 中 条 博 義



電話 (0798) 37-2080

担当者氏名 並河 光明

坂越漁港小型船舶係留施設の管理に関する年度事業報告書について、下記のとおり報告
します。

記

1. 管理業務の実施状況
2. 施設利用状況及び利用料金の収入実績
3. 管理業務に係る経費の収支状況 (収支決算書)
4. 経営状況を説明する書類



1. 管理業務実施状況(坂越フィッシャリーナ係留施設)

①施設の利用者に対する許可書の発行および利用料金の徴収業務

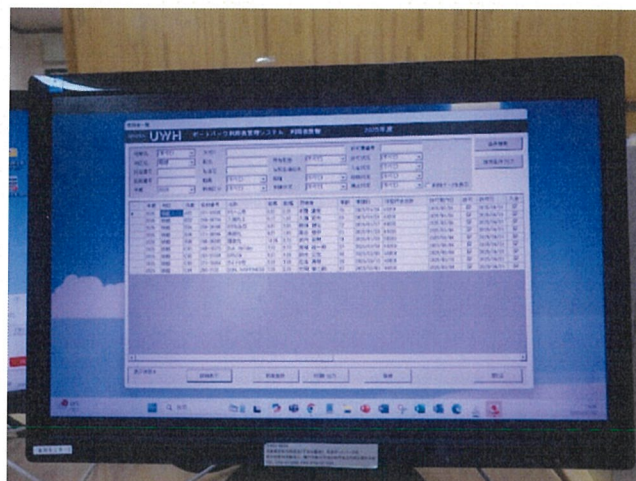
(1)専用ソフトの活用

- ・新規入艇、途中退艇、艇種変更、バース変更等利用者の求めに応じた多種・多様な事務手続きを専用ソフトのバージョンアップで業務の効率化を図った。

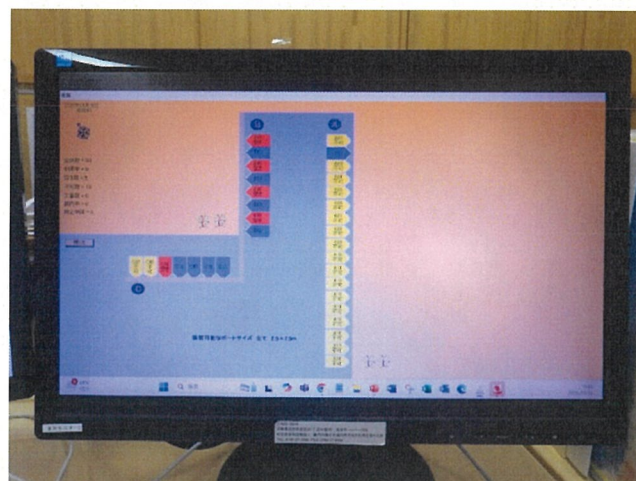
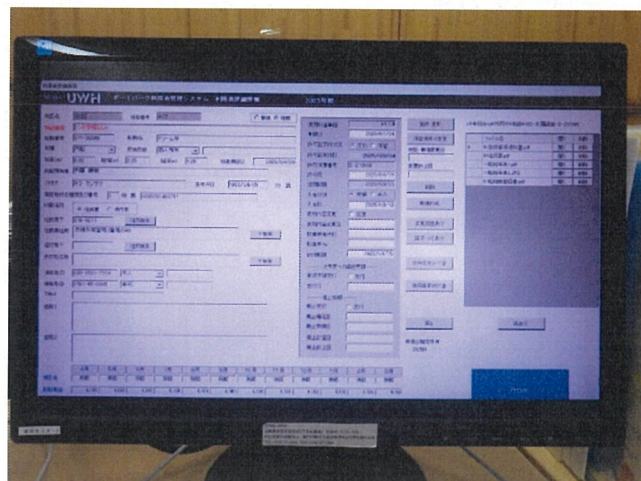
ボートパーク利用者管理システム



坂越フィッシャリーナ利用者名簿



坂越フィッシャリーナ利用者情報



利用者の艇の写真・検査証等を登録



専用ソフトを活用して坂越フィッシャリーナ利用者の詳細情報及び空きバースの情報を共有して業務の効率化を図る

②業務実施マニュアルに基づく施設点検・清掃・利用者調整・月次報告書作成

小型船舶係留施設点検表

業務実施報告書

令和 7年 4月30日

赤穂市長 様

(受託者)

住所
兵庫県西宮市西宮浜1丁目46番地1
西宮ポートパーク内

団体名
特定非営利活動法人
兵庫県の水域の確保ある利用を進める会

代表者氏名
理事長 中庭博義

坂越漁港小型船舶係留施設に係る業務委託契約書第3条第1項の規定により 4月分の委託業務の状況を下記のとおり報告します。

記

添付資料 小型船舶係留施設点検表 4月分 8枚
清掃作業実施報告書 4月分 8枚
係留管理報告書 4月分 1枚

以上

① 施設の保守点検等	点検年月日	令和7年4月28日
点検項目	点検状況(できるだけ詳しく記入のこと)	
実施箇所	坂越漁港小型船舶係留施設	
損傷箇所	(有) 有の場合は下欄に記入する。 検査本体・フロート、フェンダー、表置材、クリート、バイルガイド、その他(連結橋、係船杭、係船ブイ、灯標、その他()、陸域一番板、係船環、駐車場、フェンス、その他())	
損傷箇所・状況	係留 Aゾーン 護岸の清の蓋が腐食で一部欠損 係留ブイアンカーが細く岸側に流れている(4ヶ所) 係留 Bゾーン 5・7番 係留アンカーブイが流され簡易で設置 係留が案内できない。	
原因・理由	原因・理由がわかれば下欄に記入する。	
写真等	別途添付 別紙	

点検項目	点検状況(できるだけ詳しく記入のこと)
許可船舶の係留位置 桟橋の利用状況	不良の場合は場所・状況を下欄に記入する。 (良) 不良
無許可船舶・廃止届出船舶の係留	有の場合は場所・状況を下欄に記入する。 係留 Aゾーンに係留枠外に1隻係留あり (有) 無
許可済票(ステッカー)の未貼付艇の確認	有・無 有の場合は場所・状況を下欄に記入する。
沈没船の有無	有(無) 有の場合は場所・状況を下欄に記入する。 場所: 地区 状況:
苦情等	有(無) 有の場合は場所・状況を下欄に記入する。
その他(違法駐車、桟橋上の私物、施設工作物など)	有(無) 有の場合は場所・状況を下欄に記入する。 場所: 状況:



③業務実施マニュアルにより施設の維持管理及び環境整備

施設内の清掃



目視による係留確認



駐車場スペースの点検



係留バースの点検



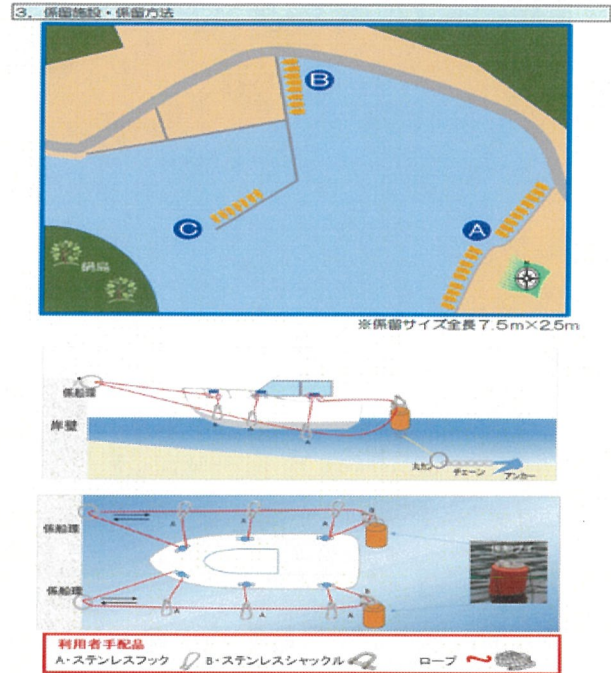
④施設利用者への安全啓発活動

(1)坂越フィッシャリーナ利用のしおり(保存版)を作成

- ・以前発行した利用者のしおりをベースに簡潔かつ分かり易く重要項目、注意喚起を促す表現を追加記載して許可書発行時に配布記載

許可書発送時に同封

係留施設・係留方法を掲載

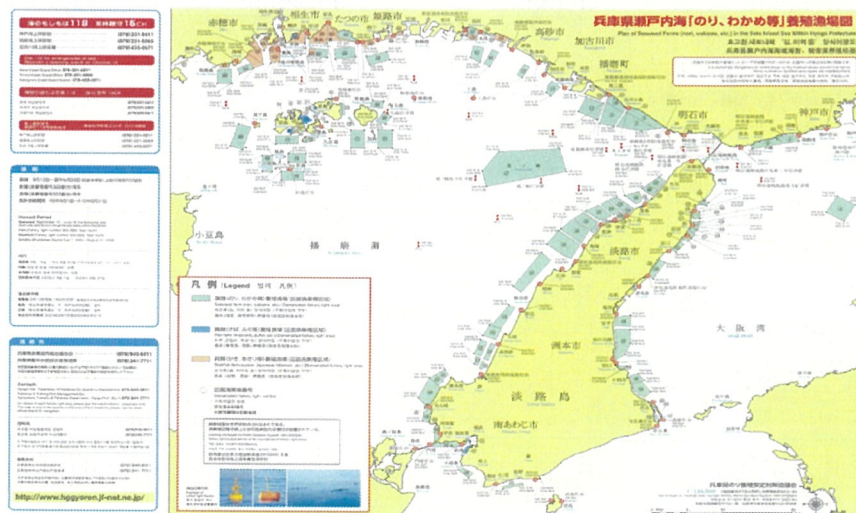


(2)管轄官庁にて作成の兵庫県瀬戸内「のり、わかめ等」養殖漁場図と明石市沿岸のタコ釣りのルール のパンフレットを許可書発送時に配布。

【明石市沿岸のタコ釣りのルール】



【兵庫県瀬戸内「のり、わかめ等」養殖漁場場】



(3)兵庫県内海漁船保険組合と連携したプレジャーボート責任保険の加入促進活動

- ・募集案内パンフレットを東播磨ボートパーク利用者へ許可証発送時に同封
- ・関西フローティングボートショー会場で加入促進を実施
- ・令和6年度実績 :2名の加入実績

募集案内パンフレット

プレジャーボート
PB責任保険
PB総合保険

For Safety Cruising

（写真見直し）

近頃、マリナーが急増しています。反面、瀬戸内海の各水域でもヨットやプレジャーボートに対する人・物・事故が多発しています。とくに、のり高施設など産業施設の周辺では、その当事者が甚多の被害・高額の賠償に苦しむ、悩んでいるのが実情です。様々な海洋レジャー事故に備えるために、私はボートパークを利用されている皆様へ、是非、賠償保険への加入をお勧めいたします。

兵庫県漁業協同組合連合会

漁港やマリーナなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ
プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。

日本漁船保険組合
全国プレジャーボート安全会

海上事故多発
ヨット・プレジャーボートも
「賠償保険」に加入の時代です!!

近頃、マリナーが急増しています。反面、瀬戸内海の各水域でもヨットやプレジャーボートに対する人・物・事故が多発しています。とくに、のり高施設など産業施設の周辺では、その当事者が甚多の被害・高額の賠償に苦しむ、悩んでいるのが実情です。様々な海洋レジャー事故に備えるために、私はボートパークを利用されている皆様へ、是非、賠償保険への加入をお勧めいたします。

兵庫県漁業協同組合連合会

漁船保険の「PB責任保険」を紹介します

漁業者が全船加入している漁船保険組合は「PB責任保険」を取り扱っています。特に、漁船やのり高施設など、漁業者の被害・高額の賠償に苦しむ、悩んでいるのが実情です。様々な海洋レジャー事故に備えるために、私はボートパークを利用されている皆様へ、是非、賠償保険への加入をお勧めいたします。

この保険料には、人・物・賠償の責任を負担する保険料が含まれています。保険料1年/単位:円

保険金額	プレジャーボート				ヨット			
	50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超150万円以下	150万円超	50万円以下	50万円超100万円以下	100万円超150万円以下	150万円超
1億円	12,200	18,500	23,600	28,700	10,700	11,400	16,800	19,680
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	12,800	12,000	17,900	24,330
5億円	14,300	20,500	26,400	32,300	13,000	12,300	18,600	25,280
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	13,500	12,700	19,200	26,160
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	14,300	13,300	20,100	27,940

※ 海上の漁船・船主責任保険は、令和7年6月30日改正となり、新保険料率に加入する漁業者等が増加し、約1割増の保険料となりますので、できる限り高い保険金でのご検討ください。

【特典】50万円未満のPB責任保険（上表の水色の部分）は、次の保険料の割引があります。

- ① 無事故割引: 1年 5%、2年 10%、3年 15%、4年以上 20%、5年以上 25%の割引が適用されます。
- ② PB責任保険フリード、結果者無罪保険、船体保険などについてもご加入できます。
- ③ 保険内容の詳細につきましては、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【お問い合わせ先・保険会社】
日本漁船保険組合 兵庫県内海支所
〒673-0883 兵庫県明石市中崎1-2-3(兵庫県水産会館)
TEL 078-920-8137 FAX 078-911-8143

(4)(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会と連携BAN会員制救助システムの加入促進活動

- ・東播磨ボートパーク利用者への継続申請書類に募集案内チラシを同封、入会キャンペーンによる加入促進
- ・関西フローティングボートショー会場で加入促進を実施
- ・令和6年度BAN会員実績 :2名の加入実績

BAN会員募集チラシ

入会促進チラシ

BANは、シーマンのための会員制救助システムです

無料
曳航・伴走
サービス

海上・航行不能ボート・ヨットを
最寄りの安全の保留地に
曳航または伴走します

24時間・365日
の安心を
¥1,500 から

BANのサービス海域
● 神戸・大阪・京都・奈良・和歌山・徳島・高松・香川・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長門・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

会員募集 0120-450-043

BAN 会員募集

BAN会員の種類・資格・会費等

会費	入会費	年会費
一般会員 （年齢・性別・職業・国籍・住所・電話番号・メールアドレス・写真） ※ 入会費は別途必要です。	¥18,000	¥18,000
特別会員 （年齢・性別・職業・国籍・住所・電話番号・メールアドレス・写真） ※ 入会費は別途必要です。	¥10,000	¥10,000
特別会員 （年齢・性別・職業・国籍・住所・電話番号・メールアドレス・写真） ※ 入会費は別途必要です。	¥10,000	¥10,000
特別会員 （年齢・性別・職業・国籍・住所・電話番号・メールアドレス・写真） ※ 入会費は別途必要です。	¥10,000	¥10,000

中途入会の入会金・年会費

- ・入会金は、月割で支払っていただきます。入会日より毎月3月までの月割が、入会時に必要な会費です。
- ・入会金は、入会日より3月までの月割で支払っていただきます。
- ・入会金は、入会日より3月までの月割で支払っていただきます。

入会から会員資格取得まで

1. 入会方法
BAN会員の募集は、日本全国の各都道府県に設置されているBANの事務局で行われます。
2. 入会方法
BAN会員の募集は、日本全国の各都道府県に設置されているBANの事務局で行われます。
3. 会員の資格
BAN会員の資格は、日本全国の各都道府県に設置されているBANの事務局で行われます。
4. 会員の資格
BAN会員の資格は、日本全国の各都道府県に設置されているBANの事務局で行われます。
5. 会員の資格
BAN会員の資格は、日本全国の各都道府県に設置されているBANの事務局で行われます。

Q & A ご質問にお答えします。

Q1: どこまで曳航してくれるのですか？
A: 原則として、航行不能のボート・ヨットを、最寄りの安全の保留地に曳航または伴走します。

Q2: BANと海上保安庁の救助はどう違うのですか？
A: BANは、会員による24時間・365日の救助サービスを提供しています。海上保安庁は、公的な救助サービスを提供しています。

Q3: プレジャーボート保険に入っている人はBANは必要ないのですか？
A: プレジャーボート保険は、火災・盗難・衝突・沈没などの重大な事故に備えるための保険です。BANは、航行不能のボート・ヨットを、最寄りの安全の保留地に曳航または伴走するための保険です。

Q4: BANの救助を受けた場合の費用はどれくらいですか？
A: BANの救助を受けた場合の費用は、年会費に含まれています。

Q5: BANの救助を受けた場合の費用はどれくらいですか？
A: BANの救助を受けた場合の費用は、年会費に含まれています。

救助事業 BAN
0120-450-043

⑤広報活動の実施

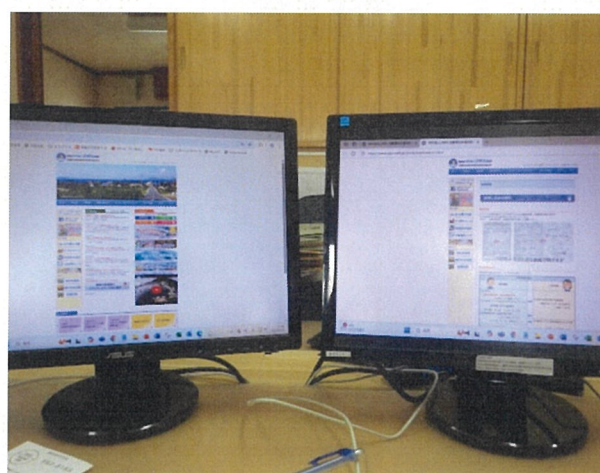
(1)ホームページによる情報提供とPR活動 <http://www.npo-uwh.jp/>

- ・ホームページの運用によりボートパーク利用者に関する最新の情報、PR活動と海でのマナー、遊漁ルールの啓発活動を行った。
- ・坂越フィッシャリーナ利用申込書類はホームページからもダウンロードで入手ができる
- ・坂越フィッシャリーナの紹介と特徴・係留方法などを案内

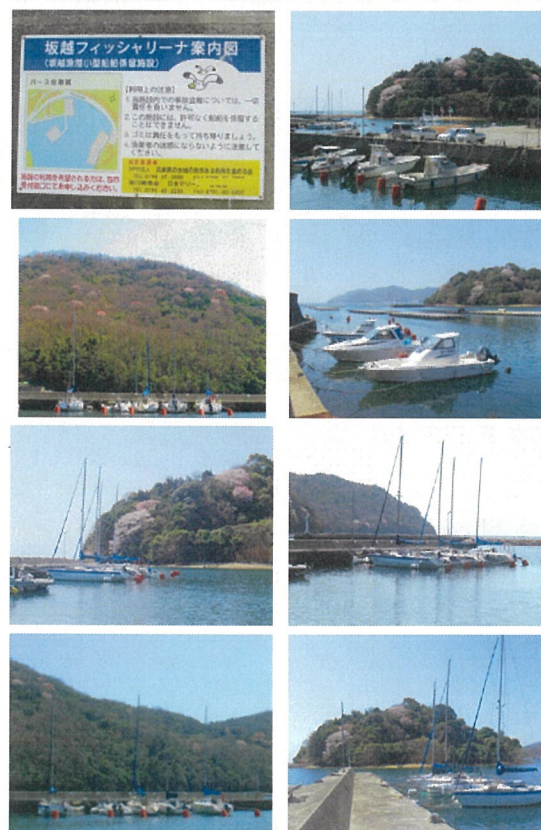
UWHのホームページ



トップ画面と関連リンク



坂越フィッシャリーナ紹介画面



(2) 令和6年度 関西ボートショー2024に出席

開催日時: 令和6年4月12日(金)～14日(日) 午前10:00～午後4:00

会 場 : 新西宮ヨットハーバー

来場日数 12日(金) 1,309名(前年 1,215名)

13日(土) 1,918名(前年 816名)

14日(日) 2,127名(前年 2,705名)

合計 5,083名(前年 4,736名)

来場者に対し坂越フィッシャリーナ、西宮ボートパーク、東播磨港ボートパークの案内。

放置艇問題、安全航行の啓発活動

プレジャーボート責任・総合保険、BAN会員への加入促進

ボートショー入場ゲート



受付・総合案内



UWH展示ブース



陸上出展テントエリア



陸上ボート展示エリア



海上フローティング展示



⑥顧客満足度向上に向けた取り組み

- ・継続申請書類に同封して、2024年度の利用者アンケート調査を実施
- ・アンケート調査期間：2024年4月～2024年12月
- ・アンケート送付対象者 9名 回答者 6名 回収率 66.7%
- ・アンケートの調査結果を踏まえて、今後のボートパーク運営に反映させる

アンケート用紙

2024年度 アンケート 調査票

NPO法人UWH
兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

(坂越)

日頃、フィッシャリーナをご利用いただきありがとうございます。当施設の管理・運営の参考にさせていただくために、利用者の皆さまのご意見をお聞かせいただいております。本年もアンケートにご協力のほどお願い申し上げます。

2024年4月以降の期間についてお答えください。

【記入要領】下記の該当する口内にチェックのうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

① 施設の満足度について その他お気付きの点があればご記入ください。	☐ 大変満足	☐ やや満足	☐ 普通	☐ やや不満	☐ 大変不満
② 2024年4月以降、盗難の被害に遭ったことはありますか？ (ある)の場合 具体的な被害品名	☐ ある ☐ なし 被害品名(				
③ 船舶の賠償保険(対物・対人)に加入していますか？	☐ 加入している ☐ 加入していない				
④ 兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖漁場図は御覧になったことがありますか？	☐ ある ☐ なし				
⑤ NPO法人UWHのホームページを見た事は？ (ある)の場合、具体的な利用内容をお聞かせください。	☐ ある ☐ なし				
●利用者様について					
① ご年齢は？	☐ ～20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80才～				
② 年間のご利用(出港)回数は？	☐ 0回 ☐ 1～5回 ☐ 6～10回 ☐ 11回以上				
②の回答で0回とお答え頂いた方にお尋ねします。	☐ 乗る機会がなかった ☐ 数年前から乗っていない				
	☐ 転売を検討している ☐ 廃船を検討している ☐ その他				
(ご意見欄)					

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。アンケート結果は赤穂市へ報告させていただきます。
尚、個人情報保護法に基づき本アンケートは厳重に保管し、これらの情報をもとにサービスの向上に努めてまいります。
今後とも坂越フィッシャリーナをよろしくお願い致します。

アンケート結果

坂越フィッシャリーナ アンケート送付9通 回収 6通 回収率 66.7%									
①施設の満足度について	大変満足	やや満足	普通	やや不満	大変不満	計	無記入		
	0	2	4	0	0	6	0		
	0%	33%	67%	0%	0%	100%	0%		
②盗難の被害に遭ったことがありますか	ある	なし	計	無記入					
	0	6	6	0					
	0%	100%	100%	0%					
③賠償保険について	加入	未加入	計	無記入					
	2	4	6	0					
	33%	67%	100%	0%					
④兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖漁場図は御覧になったことがあります	ある	なし	計	無記入					
	5	1	6	0					
	83%	17%	100%	0%					
⑤UWHのホームページ	見たことがある	見たことがない	計	無記入					
	2	4	6	0					
	33%	67%	100%	0%					
年齢	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	80歳以上	計	無記入
	0	1	0	0	3	1	1	6	0
	0%	17%	0%	0%	50%	17%	17%	100%	0%
出港回数	0回	1～5回	6～10回	11回以上	計	無記入			
	0	0	3	3	6	0			
	0%	0%	50%	50%	100%	0%			

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
坂越フィッシングセンター

2. 施設利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
③ 当月許可隻数	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
④ 当月許可金額	496,200	0	0	0	0	0	0	0	12,300	0	0	0
④ 当月廃止隻数	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
A ① 当月廃止金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 総許可額(売上)	496,200	496,200	496,200	496,200	496,200	496,200	496,200	496,200	508,500	508,500	508,500	508,500
① 月末許可数	10	10	9	9	9	9	9	9	10	10	10	9
② 未申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 在隻(未申請含む)	10	10	9	9	9	9	9	9	10	10	10	9

令和6年度

3. 管理業務に係る収支決算書

坂越漁港小型船舶係留施設の管理運営に関する業務の収支決算書

(令和6年度分)

(単位：円)

収 入

項 目	内 訳	備 考
利用料収入	508,500	3月末許可数9隻
管理料	269,400	
合 計 (a)	777,900	

支 出

項 目	内 訳	備 考
人件費 給料	493,799	人件費はNPO法人会計
手当		基準に基づく従事割合、
		人件費以外の一般管理費
委託料	247,000	は付加価値額比率配賦
		で計上。
事務費 消耗品	2,858	
印刷製本	3,549	
通信運搬	50,067	
事業費・その他支出	252,928	
管理費 光熱水費	2,410	
修繕費	57,146	
小 計 (b)	1,109,757	
納付金 (c)	0	
合 計	1,109,757	

令和6年度 指定管理者管理運営事業評価シート

1 評価対象施設

公の施設の名称	坂越漁港小型船舶係留施設				
所在地	赤穂市坂越167番地4地先				
指定管理者	団体名	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	指定期間	開始日	令和 6年4月 1日
	所在地	西宮市西宮浜1丁目46番1		終了日	令和11年3月31日
選定方法	公 募 ・ 非公募		評価実施年	指定期間 5年のうち 1年目	
施設設置目的	漁港で放置または不法に係留している放置艇・不法係留船を適切に收容することで、良好な漁港環境を実現させる。運営はこの目的に沿って坂越漁港内に整備した係留施設について一括管理する。				
主な実施事業	・施設使用希望者に対する施設の使用許可の発行、料金徴収及び利用者に対する啓発活動。 ・施設の利用促進活動及び点検・清掃活動。				

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	R6実績	目標	R7実績	目標	R8実績	目標	R9実績	目標	R10実績
a	係留数	艇	10	9(R7.3月末)	9		9		10		10	
b	稼働率	%	30%	27.20%	27		27		30		30	

(係留申込が年度更新のため、3月末係留数については廃止が発生する可能性がありピーク時より減少する。)

3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度予算 (指定期間2年目)	令和8年度予算 (指定期間3年目)	令和9年度予算 (指定期間4年目)	令和10年度予算 (指定期間5年目)
収入計	A	777,900	716,000	716,000	765,000	765,000
	指定管理料	269,400	269,000	269,000	269,000	269,000
	利用料収入	C 508,500	447,000	447,000	496,000	496,000
	自主事業収入					
	その他					
支出計	B	1,109,757	1,120,000	1,190,000	1,205,000	1,220,000
	事業費	1,109,757	1,120,000	1,190,000	1,205,000	1,220,000
	内、人件費	D 493,799	510,000	580,000	595,000	610,000
	内、再委託料	E 247,000	247,000	247,000	247,000	247,000
	自主事業費					
事業収入	A-B	-331,857	-404,000	-474,000	-440,000	-455,000
利用料比率	C/A	65.4 %	62.4 %	62.4 %	64.8 %	64.8 %
人件費率	D/B	44.5 %	45.5 %	48.7 %	49.4 %	50 %
再委託費比率	E/B	22.3 %	22.1 %	20.8 %	20.5 %	20.2 %

・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。
・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、次年度以降(指定期間内)は、予算を記載する。

補足説明	NPO法人に於いては、会員はNPO法上の社員にあたり会員への業務委託は外部委託に該当しません。
------	---

4 事業評価

評価区分		評価項目	自己評価	所管評価
① サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	A	A
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	B	B
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	B	B
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	A	A
② サービスの質	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A
		緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	B	B
		緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	A	A
	財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A
	総括	①サービスの履行に関する評価	A	A
	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	B	B
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	B	B
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
	維持管理	仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	A	A
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	A	A
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	B	B
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A
		要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	A	A
	事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	A	A
		利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	A	A
	提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	A	A
	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	A
	総括	②サービスの質に関する評価	A	A
③ 安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
	総括	③安定性に関する評価	A	A

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 管理業務に関しては管理システムの専用ソフトを活用して、新規入艇、途中廃止、艇種変更、バース変更等利用者の求めに応じた多種、多様な業務の効率化が図れ、利用者のサービスの履行に繋がった。 施設の点検、清掃は職員と業務委託会員で業務仕様書に基づき週2回以上実施、巡回時に発見した不具合は農林水産課の担当者に随時報告を行い、安全確保と常に清潔な施設の状態を維持した。 係留の募集及び利用許可は公正平等に行っている。 海難事故防止のため、関係機関が発行する事故防止啓発チラシ等を利用者に許可書発行時に送付した。 利用者に施設の満足度等のアンケートを実施、その結果を利用者に公表を行っている。		
	【所管評価】 指定管理者の管理状況は良好である。 利用料収入で支出額を全額賄えていない状況であるので、ホームページ等で当該施設やその周辺の魅力を発信するなど引き続き利用者数の増加を図り、利用料の増収に努められたい。		
前年評価	A	総合評価	A

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総 括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。